

令和5年度

知立市一般廃棄物処理実施計画

市民部環境課

I 総則

第1 実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

第2 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

第3 施行区域

知立市全域

II ごみ処理実施計画

第1 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

一般廃棄物の種類	分 別 の 区 分
一 般 ご み	可燃ごみ、不燃物、埋立ごみ、有害ごみ、粗大ごみ
資 源 ご み	ペットボトル、アルミ缶、スチール缶、飲食用びん(4色)、 古紙類(新聞紙・雑紙・ダンボール・紙パック・古布)、 プラスチック製容器包装ごみ、ガラス類、陶磁器類、スプレー缶、 小型家電(対象10品目・パソコン)、家電
し り ゅ	し尿、浄化槽汚泥

第2 一般廃棄物の処理量の見込み

1. ごみ

区 分			3年度実績	4年度見込	5年度見込
一 般 ぐ み (t)	家 庭 系	可燃ごみ	12,666	12,433	12,371
		不燃物	651	603	720
		粗大ごみ	1,135	975	1,248
		小計	14,452	14,011	14,339
	事 業 系	可燃ごみ	5,602	5,721	5,602
		粗大ごみ	16	11	15
		小計	5,618	5,732	5,617
	計		20,070	19,743	19,956
資 源 ぐ み (t)	ペットボトル		191	196	205
	アルミ缶		56	55	55
	スチール缶		44	42	43
	飲食用びん		271	298	274
	古紙類		274	270	304
	プラスチック製容器包装ごみ		386	375	401
	ガラス類、陶磁器類		166	147	177
	スプレー缶		16	15	19
	小型家電(対象10品目)・家電		134	125	159
	計		1,538	1,523	1,637

2. し尿及び浄化槽汚泥

区 分		3年度実績	4年度見込	5年度見込
し尿 (kl)	し尿	681	605	650
	浄化槽汚泥	16,915	18,170	16,304

第3 一般廃棄物の排出抑制のための方策

1. 排出抑制の方法

次の施策により排出前段階での積極的な資源化を行い、ごみの減量化を図る。

(1) 再生資源回収奨励報償金制度

ア. 実施方法

新聞紙、雑誌、ダンボール、布類、空き缶の資源回収を促進するため、再生資源回収団体に報償金を交付することにより、その活動を支援する。

収集方法	古紙類	布類	金属類
集積所	5円/kg	5円/kg	3円/kg
戸 別	2円/kg	2円/kg	1円/kg

イ. 町内会、子ども会、PTA等の団体による収集実績

年度	回 収 量			報償金額 (円)
	古紙類 (kg)	布類 (kg)	金属類 (kg)	
3年度実績	1,000,847	6,455	7,864	2,414,530
4年度見込	961,305	5,380	7,481	2,450,000
5年度見込	1,110,650	6,610	7,840	2,415,000

(2) ごみ行政協力地区報償金制度

各町内会の不燃物・資源ごみ集積所において、立ち番制度は令和元年度から廃止になったが、ごみ行政にかかる町内への周知など、今後も町内会へ協力を求める。

(3) ごみ処理の有料化による排出の抑制

- ア. 可燃ごみは、指定袋に入れて排出することとし、指定袋は有料とする。令和4年度よりバイオマスプラスチック(25%)を配合したごみ袋を導入。
- イ. プラスチック製容器包装ごみは、指定袋に入れて排出することとし、指定袋は有料とする。
- ウ. 粗大ごみは、刈谷知立環境組合(クリーンセンター)への自己搬入は無料とし、市が受付し委託業者が収集する戸別収集は有料とする。
- エ. 家電リサイクル法対象品目(エアコン・テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫)は、市で運搬する場合、リサイクル料金とは別に戸別収集費と、指定引取場所への運搬費を有料とする。

(4) 大型店舗・コンビニ等を利用してペットボトルの拠点回収を実施する。(現在6店舗)

(5) 生ごみ減量化促進事業

ア. 生ごみ堆肥化事業補助金交付制度

家庭から排出される生ごみの堆肥化を図り、ごみの減量化及び資源の有効活用を普及するため、生ごみ処理機、コンポスト容器、ぼかし専用容器の購入者に補助金を交付する。

補助対象機器	補助率	補助限度額	備 考
生ごみ処理機	購入価格 の1/2	20,000円	1世帯1基・買替＝5年
コンポスト容器		3,000円	1世帯1基・買替＝3年
ぼかし専用容器		1,500円	1世帯2基・買替＝3年

生ごみ堆肥化事業 補助金交付の実績	生ごみ処理機		コンポスト容器		ぼかし専用容器	
	基数	補助金	基数	補助金	基数	補助金
3年度実績	26	431,800	2	5,300	1	900
4年11月までの実績	19	326,300	6	15,400	7	7,600

イ. 生ごみ処理機無料貸出制度（平成29年度創設）

生ごみ堆肥化事業推進のため、生ごみ処理機活用の試行として最大1カ月間無料で貸出す。

ウ. 生ごみの3切運動の推進、啓発

3切り運動（食材の使い切り・料理の食べ切り・生ごみの水切り）を、ホームページや広報等を通じて生ごみの減量のための啓発を図る。

エ. 食品ロス削減

平成30年度よりイベントや市役所等でフードドライブを実施し、食品ロス削減の啓発を図る。

	令和2年	令和3年	令和4年
人数	37	82	87
品数(点)	319	716	847
重さ(kg)	145.6	579.5	741.4

(6) 剪定枝粉碎機無料貸出制度

家庭において庭木等の剪定で発生する枝葉の有効利用を促進し、廃棄物の減量及び資源化を図ることを目的とし、市民に対し剪定枝粉碎機の貸し出しを令和5年度より行います。

2. 効果的なごみ減量への啓発事業

次の施策により、効果的なごみ減量への啓発を図る。

(1) 学校教育の副読本「ごみのゆくえ」の配布

小学校4年生を対象に配布し、環境資源循環教育の授業等で活用してもらう。

(2) ごみの排出、分別等の出前講座

各町内会、集合住宅、学校等からの要望に応じて実施し、ごみの分別や減量の意識高揚を図る。

(3) リユースマーケット

ア. 実施方法

市民による出店を中心としたフリーマーケット形式による「リユースマーケット」を、年数回開催し、3Rの取組みに対する市民の意識の高揚を図る。

イ. 実績（令和4年度）

	第1回	第2回
日時	令和4年 11月12日(土)	令和5年3月11日(土) 予定
場所	福祉の里ハッ田・メーブルけやき駐車場	エキタス知立横広場
参加者	482名	
参加ブース	21ブース	

(4)リサイクル情報

「リサイクル情報:さしあげます・譲ってください」をホームページと広報「ちりゅう」に掲載し、市民同士で不要品を譲り合い、ごみの減量化、リサイクルの啓発を図る。

実績	さしあげます		譲ってください	
	申込	成立	申込	成立
3年度実績	39	22	14	7
4年11月までの実績	11	7	11	1

3. 環境保全に考慮したごみ処理

河川の汚濁原因である食用廃油の収集を行うことにより、公共水域の環境の保全を図る。

不燃物処理場にて収集を実施し、バイオ燃料(軽油代替)などにリサイクルする専門業者に引き渡す。

令和3年9月までは市内保育園・児童センター(12箇所)でも収集し、令和3年12月までは食用廃油を原料とした肥料・ぼかし作りを行い、希望者に無料配布した。

令和3年10月より食用廃油の回収場所を不燃物処理場のみに変更し、食用廃油の売却を開始した。

収集量・配布量の実績	回収人数 (人)	回収量 (kg)	製造量 (kg)		配布量 (kg)	
			肥料	ぼかし	肥料	ぼかし
3年4月～9月の実績	623	2,096	8,768	801	8,268	797
3年10月～4年3月の実績	321	720	3,716	389	4,648	420
4年4月～11月までの実績	469	670	—	—	—	—

第4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1. ごみの収集運搬及び処理

(1)ごみの収集運搬

- ア. 収集区域の範囲 — 知立市全域とする。
- イ. 収集の方法 — 委託業者が行う。
- ウ. 収集回数等 — 次の表のとおり行う。

区 分	収 集 日	収 集 方 式	出 し 方
可燃ごみ	週2回(月・金曜日)	路線収集方式	市指定ごみ袋
不燃物	月2回(隔週の火・木曜日)	ステーション方式	小型コンテナ・かご
資源ごみ	月2回(隔週の火・木曜日)	ステーション方式	小型コンテナ・かご・麻袋
プラスチック製容器包装ごみ	月4回(毎週の火・木曜日)	ステーション方式	市指定ごみ袋
粗大ごみ	週1回(水曜日)	戸別収集方式	粗大ごみ処理券貼付方式

※古紙、古布は、知立市不燃物処理場及び井戸尻駐車場資源回収ステーションで随時収集する

(年に4回、不燃物処理場以外にも臨時回収拠点を設け収集を行う)

※小型家電(対象10品目)は、知立市不燃物処理場・市役所ロビー・図書館・ギャラリーエビタ知立店で収集する(パソコンは知立市不燃物処理場でのみ収集する)

※粗大ごみは事前予約が必要

エ. 不燃物・資源ごみの収集区域の曜日区分(31町内会)

— 次の表のとおりとする。

月曜日地区 (火曜日収集地区)	長篠町区、中山町区、新地町(堀切・新富)区、本町区、
	宝町・池端区、西町区、逢妻町区、西丘町区、上重原町区、
	弘法町区、西中町区、新林町区、谷田町区
水曜日地区 (木曜日収集地区)	山屋敷町区、山町区、中町区、八ツ田町区、牛田町区、
	南陽区、八橋町区、来迎寺町区、昭和1丁目区、昭和2丁目区、
	昭和3丁目区、昭和3丁目1区、昭和4丁目区、昭和5丁目区、
	昭和6丁目区、昭和7丁目区、昭和8丁目区、昭和9丁目区

(2)ごみの処理

委託業者により収集運搬されたごみは、次のとおり処理する。

ア. 可燃ごみ

刈谷知立環境組合(クリーンセンター)へ搬入し、焼却した後の焼却残さは衣浦港3号地廃棄物最終処分場(武豊町)及び榑南都興産最終処分場(奈良県御所市)に埋立処分する。

イ. 不燃物

- ① 「不燃物」は、「知立市不燃物分別作業場」において、集積所より回収した「プラスチック製品」、「金属類」、「針金類」、「コード類」及び「家電」を再度分別し、金属類等の再生可能なものは、業者に引き渡す。
- ② ①の分別の内「プラスチック製品」はクリーンセンターの破砕施設へ搬入し、破砕及び機械選別等の中間処理後、再生可能なものは業者に引き渡し、残りを焼却する。
- ③ 「埋立ごみ」は、知立市第2不燃物処理場において埋立処分する。
- ④ 「有害ごみ」である「乾電池」、「蛍光管・電球」は、業者に運搬・処理を委託し、県外の処理施設(令和4年度実績 長野県小諸市 イー・ステージ(株))に引き渡す。

ウ. 資源ごみ

- ① 「ペットボトル」は、中間処理業者に搬送したあと再びペットボトルに再利用する水平リサイクルを実施する。
- ② 「アルミ缶」、「スチール缶」、「パソコン」、「小型家電(対象10品目)」及び「家電」は、業者に引き渡す。
- ③ 「ガラス・陶磁器類」は、「ガラス類」、「陶磁器類」に分別・回収し業者に引き渡す。
- ④ 「飲食用びん」については、知立市不燃物処理場にて「カレット」と「生きびん」に選別し、「生きびん」は業者に引き渡し、カレットについては、(財)日本容器包装リサイクル協会を通じて、再商品化事業者引き渡す。
- ⑤ 「古紙・古布」は、知立市不燃物処理場及び井戸尻駐車場資源回収ステーションで収集し、業者に引き渡す。
- ⑥ 「プラスチック製容器包装ごみ」は、中間処理業者に搬送し、(財)日本容器包装リサイクル協会を通じて再商品化事業者引き渡す。

エ. 粗大ごみ

クリーンセンターへ搬入後、再利用可能な家具は修理し、入札によって落札者に引き渡す。
また、家電製品は業者に引き渡す。
その他の粗大ごみは破碎、選別後、再生可能なもの(金属)は業者へ引き渡し、再生不可物は焼却処理する。

(3) 一時多量ごみ

「一時的に排出される多量のごみ」は、排出者により「燃えるごみ」、「不燃物」、「資源ごみ」等に分別した上で、クリーンセンター又は不燃物処理場へ搬入する。

(4) ごみの中間処理施設

ア. 可燃ごみの焼却処理施設

施設の名称	刈谷知立環境組合(クリーンセンター)
所在地	刈谷市半城土町東田46番地
処理能力	291t／日(97t／24h×3炉)
搬入見込量	18,050 t
焼却残さの 処分方法	平成23年3月～令和15年4月 衣浦港3号地廃棄物最終処分場にて埋立処分

イ. 不燃物及び粗大ごみの破碎処理施設

施設の名称	刈谷知立環境組合(クリーンセンター)
所在地	刈谷市半城土町東田46番地
処理能力	30t／5h／日(1基)
搬入見込量	936 t

(5) ごみの最終処分場施設

ア. 最終処分

施設の名称	知立市第2不燃物処理場
所在地	知立市山屋敷町板張地内
埋立地面積	11,800 m ²
全体容量	46,553 m ³
残余見込容量	14,399 m ³ (30.93%) (令和5年3月末見込)
埋立対象物	埋立ごみ

イ. 種類別処分見込量

施設の名称	知立市第2不燃物処理場
埋立収集ごみ	175 t
一時多量ごみ	183 t
破碎残さ	0 t
焼却残さ	30 t
計	388 t

第5 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

1. 収集計画の周知

(1) ごみ出しガイドブック及びごみカレンダーの配布

「ごみ出しガイドブック」は平成31年3月に配布済、転入者・希望者等にも随時配布している。

「令和5年度版ごみ出しカレンダー」を令和5年3月上旬に全戸配布する。

※外国語版(ポルトガル語・英語・中国語・スペイン語・ベトナム語)も窓口等で随時配布している。

(2) 知立市ごみチェッカーの配信

約800種類のごみの分別や収集日などを検索できるパソコン又はスマートフォン向けのウェブアプリを配信することにより、ごみの適切な分別の推進を図る。

(3) 知立市LINE公式アカウントによるごみ収集日のお知らせ

可燃ごみ収集日の前日及び資源ごみ及び不燃物の収集日の当日にLINEで「可燃ごみ」「資源ごみ」「不燃ごみ」のごみ収集日を周知する。

2. 廃棄物減量推進員

「廃棄物減量推進員」を3名雇用し、各町内会や20戸以上の集合住宅にあるごみ集積所の巡視を行い、廃棄物の排出抑制や再生利用によるごみの減量化の推進に努める。また、環境美化推進のために、市内のパトロールも行う。

3. 粗大ごみ運搬車両貸出事業

粗大ごみの排出に際し、市民がクリーンセンターへ運搬する際に使用する車両として、軽トラック(2台)を燃料費の実施負担で貸出する。

4. 不法投棄防止対策

(1) 不法投棄対策として、次のことを実施する。

ア. 広報、ホームページで啓発する。

イ. 環境課職員によるパトロールの実施。

ウ. 郵便局との不法投棄監視の覚書による協力。

エ. 不法投棄の多い場所に啓発看板等を設置する。

オ. 不法投棄物に警告書を貼付する。

カ. 悪質なものについては、土地所有者からの告訴を促し、告発する。

キ. 不法投棄の多い場所に移動型監視カメラを設置し、監視による抑止を図る。

(2) 家電リサイクル法対象品目及びその他の不法投棄件数

年度	家電4品目(台)				その他の 不法投棄 (件)	警察への 通報件数 (件)	郵便局の 通報件数 (件)
	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機			
令和3年度の実績	1	26	4	1	63	0	0
4年11月までの実績	1	17	0	2	50	0	0

※「洗濯機」には、「衣類乾燥機」を含む

第6「知立市環境美化推進条例」について

1. 市民、事業者、土地所有者等に対する地域の環境美化、快適な生活環境保全の普及啓発活動

環境美化及び環境保全の普及啓発のため、次のことを実施する。

- (1) 環境美化推進員による各種行事でのPRキャンペーンや啓発活動を実施する。また市内や各地域においても環境美化推進パトロールを実施する。
- (2) 環境美化指導員(環境課職員)による市内の環境美化推進パトロール、指導等の実施。
- (3) 啓発用のぼりやポイ捨て禁止看板の設置及び貸出。
- (4) 広報「ちりゅう」による啓発。

2. 市民行動の日の実施

知立市環境美化推進条例に基づき「7万人クリーンサンデー」を含む下記の環境美化推進活動を実施する。

(1) 7万人クリーンサンデー

市内一斉に道路や水路等の清掃作業を行い、地域の環境美化の推進と快適な生活環境の保全を図る。

ア. 実施予定(令和5年度)

- ① 実施日時 令和5年6月25日(日) 午前8時30分～9時30分
- ② 場 所 市内全域
- ③ 参加者 全市民対象(各種団体・小中学生・市職員に集積所の立ち番を依頼)
- ④ その他 グリーンエース(し尿リサイクル肥料)の無料配布の申込受付

イ. 実績(令和4年度)

- ① 実施日時 令和4年6月5日(日) 午前8時30分～午前9時30分
- ② 参加人数 4,249人
- ③ ごみ回収量 2626.7kg

種 類	燃えるごみ	燃えないごみ	びん	アルミ缶	スチール缶	ペットボトル
回収量(kg)	1,580.0	472.6	51.0	157.6	124.5	148.0
種 類	埋立ごみ	有害ごみ	スプレー缶			
回収量(kg)	36.0	40.0	17.0			

(2) プロギング事業

ゴミ拾いとジョギングを合わせたSDGsスポーツで、年2回開催予定。

ア. 実施予定(令和5年度)

- ① 実施日時 未定
- ② 場 所 市内
- ③ 参加者 50名/回

イ. 実績(令和4年度)

	第1回	第2回
実施日時	10月29日(土)	2月26日(日) 予定
場所	知立駅周辺	牛田駅周辺
参加者数	45名	
集めたごみの量	15kg	

3. 環境美化推進員

空き缶及び吸殻等の散乱並びに動物のふん害を防止し、地域の環境美化及び快適な生活環境の保全を図り、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的として、環境美化推進員を募集し委嘱する。

主な活動としては、週1回程度地域の見回りと報告(必要とした時のみ)。

また、クリーンサンデーへの参加や啓発活動を行う。

III 生活排水処理実施計画

第1 生活排水処理計画

1. 生活排水処理形態別人口

処理形態	3年度実績	4年度見込	5年度見込
公共下水道	43,216 人	43,987 人	46,367 人
浄化槽(合併・単独)	27,333 人	27,336 人	25,558 人
し尿処理	1,462 人	1,422 人	1,391 人
自家処理	0 人	0 人	0 人

第2 し尿の収集運搬及び処理

1. 収集運搬

- ア. 収集区域 — 知立市全域
- イ. 収集方法 — 次の表の者により行う。
- ウ. 収集回数 — 次の表のとおり行う。

し尿の区分	収集方法	収集回数	
し 尿	委託業者	定額制	月1回
		従量制・特別制	随時
浄化槽汚泥	浄化槽清掃の許可業者	年1回以上	

2. 処理

し尿・浄化槽汚泥ともに豊田市逢妻衛生プラントに搬入し、処理を委託する。

3. し尿処理施設

施設の名称	豊田市逢妻衛生プラント		
所在地	豊田市前林町前越1番地		
処理能力	混合処理施設	150kl／日	
	浄化槽汚泥専用処理施設	200kl／日	
処理方法	混合処理施設	標準脱窒素処理方式	
	浄化槽汚泥処理施設	一段活性汚泥処理方式	